

第六次多賀城市総合計画将来都市像ロゴマークたがじょうばた使用要領

令和3年2月22日市長公室長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、第六次多賀城市総合計画将来都市像ロゴマークたがじょうばた（以下「ロゴマーク」という。）の使用に係る手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 ロゴマークのデザインは、別図に定めるとおりとする。

(使用申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市長に許可を申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体及びそれに準ずる機関が広報及びそれに準ずる業務で使用するとき。
 - (2) 報道機関が本市に係る報道又は広報の目的で使用するとき。
 - (3) 多賀城市観光協会が営利以外の目的で使用するとき。
 - (4) 本市の施設等の運営を指定管理又は受託している団体が営利以外の目的で使用するとき。
 - (5) 市が用意した様式を用い、市の想定した使用を行うとき。
 - (6) 個人が多賀城市をPRする目的で使用するとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不要と認めるとき。
- 2 前項の申請は、申請者の住所、名称及び連絡先、使用方法、作成数、販売価格等の具体的な使用内容、使用イメージ並びに使用期間（最大5年間）を掲載した任意様式によって行うものとする。

(使用許可)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号に該当する場合を除き、ロゴマークの使用を許可する。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するとき。
 - (2) 法令の規定に違反するおそれのあるとき。
 - (3) 政治活動及び宗教活動に係るとき。
 - (4) 社会問題、意見広告及び売名的個人の宣伝に係るとき。
 - (5) 不適切な媒体等での利用等により、ロゴマークのイメージを損なうおそれがあるとき。
 - (6) ロゴマークに係る変形（縦横比率変更、蘇芳色又は白黒以外の色での使用、吹き出しを用いての使用、トリミング等）を行って使用するとき。
 - (7) 多賀城市暴力団排除条例（平成24年多賀城市条例第31号）第2条第1項第2号から第4号までに該当する者が使用するとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、市長がロゴマークの使用を不適切と認めるとき。
- 2 前項の規定により許可した場合は、市長は、申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 前条の規定により許可を受けたものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用し、市長の定める条件に従うこと。
- (2) 使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ロゴマークの形、色等の規格に沿って使用すること。
- (4) ロゴマークを使用した物品等の完成品を、速やかに市長に提出すること。ただし、完

成品の提出が困難と認められるものについては、当該完成品の全景及び使用したロゴマークを撮影した画像データをもって代えることができるものとする。

(5) 商標登録出願を行わないこと。

(6) 前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった際、使用を中止すること。

(7) ロゴマーク使用において発生する一切の費用を負担し、発生した損失について、補償等の要求はしないこと。

(使用許可の変更)

第6条 第4条の規定により許可を受けたものが、許可を受けた内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市長に変更する内容を申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請により変更を許可する場合、申請者に通知するものとする。

(使用許可の取消し)

第7条 市長は、ロゴマークの使用が許可の内容に違反していると認めるときは、当該ロゴマークの使用許可を取り消すことができる。

2 前項の規定により許可を取り消されたものは、当該許可により作成した物品等を、いかなる場合であっても使用してはならない。

3 市長は、許可を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長公室長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

カラー



白黒

